

仮想オフィスサービス 体験版サービス利用規約

2023年9月29日

利用規約番号：V0-AG-202309-T01

本規約は、株式会社日立ソリューションズ・クリエイト（以下「当社」といいます。）が提供する仮想オフィスサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用を希望するお客様は、別途当社所定の体験版申込書（以下「申込書」といいます。）を当社又は当社を代理して本サービスの販売を行う第三者（以下「パートナー」といいます。）に提出するものとします。当社が申込書に基づく申込に対し承諾の通知を発信したときに、本規約で定める利用条件を前提に、お客様と当社との間で本サービスに関する個別利用契約（以下「個別契約」といいます。）が成立するものとします。なお、当社は随時本規約の内容を変更することができ、内容変更後は、変更後の本規約に基づいて本サービスをお客様へ提供するものとします。

基本条項

（定義）

第1条 個別契約で用いる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）「パートナー」とは、当社を代理して本サービスの販売を行う第三者をいいます。また、パートナーは当社と同等の責任を負うものとします。
- （2）「サービス仕様書」とは、当社がお客様に提供する本サービスの具体的な内容、提供条件、作業分担その他特記事項を定める仕様書をいいます。
- （3）「利用者」とは、お客様に所属する本サービスの利用者をいいます。

（契約の趣旨等）

第2条 当社は、お客様に対し、本規約、サービス仕様書に従い本サービスを提供するものとします。

2. 本サービスの詳細は、サービス仕様書に定めるとおりとします。
3. 本規約とサービス仕様書に異なる定めがある場合は、サービス仕様書、本規約の順に優先するものとします。

（お客様の役割）

第3条 お客様は、本サービス開始日までに、申込書に必要事項を記載して、当社又はパートナーに提出するものとします。また、お客様は、申込書の記載内容に変更が生じた場合、速やかに書面で当社又はパートナーに通知するものとします。

2. お客様は、本サービス開始日までに、サービス仕様書の定めに従い、本サービスを利用するために必要な通信回線及び機器を準備し、システムの環境設定を行うこととします。なお、これに要する費用及び通信回線に係る料金は、お客様の負担とします。
3. お客様は、本規約の定めに従い、本サービスを利用するものとします。
4. お客様は、利用者に対してのみ、本サービスを利用させるものとします。
5. お客様は、サービスに接続するネットワークに対する当社からの問い合わせに応じるものとします。

（サービス料金等の支払）

第4条 本サービスは、無償で提供します。

(参考資料等)

第5条 サービス仕様書に納入物、提出物と記載されたもの(以下「参考資料等」といいます。)を提供する旨の定めがある場合、当社は、これを参考としてお客様の希望によりお客様に提供するものとします。お客様は、当該参考資料等をお客様の責任と判断の下に使用するものとします。

(仕様書、資料等)

第6条 お客様は、本サービスを遂行するに当たり当社又はパートナーが必要と認め要求した仕様書、図面、資料、接続仕様その他の技術上又は業務上の情報(以下「提供情報」といいます。)をお客様の負担と責任において当社又はパートナーに提供するものとします。

2. 当社又はパートナーは、当社又はパートナーの同種の情報に同等の注意をもって、お客様から提供を受けた提供情報を保持するものとします。
3. 個別契約に基づきお客様から当社又はパートナーに提供された情報の正確性、有用性等について、当社又はパートナーは、確認、検証の義務その他何らの責任を負いません。

(第三者への委託)

第7条 当社は、本サービスの遂行を必要に応じ第三者に委託することができます。

2. 前項の定めに従い第三者に本サービスの遂行を委託する場合、当社は、前条第2項に定める義務及び次条に定める秘密保持に係る義務と同等の義務を、当該第三者に課すものとします。

(秘密情報の取扱い)

第8条 お客様及び当社は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報(以下「秘密情報」といいます。)を、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。

- (1) 秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者(前条の定めに基づき当社が本サービスの遂行を委託する第三者を除きます。)に開示しないこと。
 - (2) 個別契約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。
 - (3) 個別契約の終了後速やかに相手方に返却又は自らの責任で消却すること(秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。)
2. お客様及び当社は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとします。
- (1) 文書で提供する場合、その文書上に「Confidential」等秘密である旨を表示して相手方に提供すること。
 - (2) 記録媒体で提供する場合、当該記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該記録媒体に電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同様とします。)により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に提供すること。
 - (3) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に、前2号に定めるいずれかの方法により相手方に提供すること。
3. 本条第1項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとします。
- (1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報
 - (2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報
 - (3) 公知の情報
 - (4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本条第1項及び前項の定めは、個別契約の終了後1年間有効に存続するものとします。

(第三者の知的財産権に関する紛争処理)

第9条 当社は、参考資料等の提供時において、お客様は、提供情報の提供時において(以下参考資料等及び提供情報を総称して「提供物等」といいます。)、それぞれ提供物等又はその使用が第三者の日本国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権(以下「知的

財産権」といいます。)を侵害していないことを保証します。ただし、当該提供物等を提供した当事者の責めに帰することができない事由による場合はこの限りではありません。

2. お客様及び当社は、前項に定める保証に違反し、提供物等又はその使用が第三者の知的財産権を侵害し、又はそのおそれがある場合には、相手方に対しその旨速やかに通知するとともに、自己の責任と負担において処理、解決するものとします。
3. 提供物等の提供を受けた当事者と第三者との間に本条第1項に定める保証に係る提供物等又はその使用が当該第三者の知的財産権を侵害しているとして差止請求、損害賠償その他の紛争が生じた場合、当該提供物等の提供を受けた当事者は、相手方に対してその旨を速やかに通知するものとします。

(責任の範囲)

第10条

当社の帰責事由の有無にかかわらず、当社に重大な過失又は故意があった場合を除き本契約により生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

(輸出等の処置)

第11条 お客様が、当社から提供を受ける本サービス、又は本サービスに係る技術若しくはソフトウェア(複製物を含み、以下これらを併せて「当社の提供技術等」といいます。)の全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合、お客様は、「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続をとるものとします。

- (1) 輸出するとき。
 - (2) 海外へ持ち出すとき。
 - (3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。
 - (4) 前3号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。
2. お客様が個別契約の定めに従い当社の提供技術等の全部又は一部を第三者に提供する場合も、前項の定めが適用されるものとします。

(過怠約款)

第12条 当社が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、お客様は、当社に通知することにより、個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。また、お客様が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、当社は、通知その他の手続を要しないで、個別契約の全部若しくは一部を解除することができます。

- (1) 自己の責めに帰すべき事由により個別契約に違反し、相手方が相当な期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

(暴力団等の排除)

第13条 お客様及び当社は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
- (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
- (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。

- (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
 - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
 - (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
2. お客様及び当社は、自己が個別契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」といいます。）が前項各号のいずれかに該当した場合、個別契約の履行に係る当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
 3. お客様又は当社が前2項の表明又は確約のいずれかに違反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、個別契約の全部又は一部を解除することができ、解除により生じた損害の賠償を違反者に請求できるものとします。また、係る解除により違反者に生じた損害について、相手方は賠償義務を負わないものとします。

（契約期間）

第14条 個別契約は、申込書記載のサービス開始日からサービス期間の終了日まで効力を有するものとします。

2. 前項にかかわらず、お客様又は当社から相手方に対し通知することにより、通知した日をもって個別契約を終了することができるものとします。
- 2.

（本規約等の変更）

第15条 当社は、本サービスの提供のために必要であると判断した場合は、事前に通知の上、本規約、サービス仕様書の内容の変更を実施できるものとします。なお、変更後の内容については、文書にて通知するものとします。

（存続条項）

第16条 個別契約の終了後も基本条項第5条、第6条第3項、第9条から第11条まで、第13条及び第18条の規定は、有効に存続するものとします。

（法令等の遵守）

第17条 お客様及び当社は、個別契約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

（管轄裁判所）

第18条 個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとします。

（協議）

第19条 個別契約の履行について疑義を生じた事項及び個別契約に定めのない事項については、お客様当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

サービス利用条項

(サービス開始の確認)

- 第1条 お客様及び当社は、お客様による申込書の当社への提出またはパートナー経由での提出をもって個々の個別契約の申込みとし、当社による申込書の受付をもって承諾とし、当該承諾の時点で当社は本サービス提供開始日よりお客様に対する本サービスの提供を開始するものとします。
2. お客様は、前項における本サービス開始前に、実際に本サービスの利用者に対し、個別契約の内容を確認させ、遵守させるものとします。

(アカウント情報等の取扱い)

- 第2条 本サービスは体験版のアカウントおよびパスワード（以下「アカウント情報等」といいます。）をもって利用が可能になります。
2. お客様は、体験版のアカウント情報等を第三者に開示、貸与その他方法の如何を問わず提供してはならないものとし、アカウント情報等を漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。
3. 第三者がお客様のアカウント情報等を用いて本サービスを利用した場合、当該第三者の行為はお客様の行為とみなされるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由によりお客様のアカウント情報等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。
4. アカウント情報等のお客様による管理不備、第三者の使用等によりお客様又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

(禁止事項)

- 第3条 お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。
- (1) 当社若しくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 第三者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (3) 第三者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 犯罪行為若しくはこれに類する行為、又はそのおそれのある行為
 - (5) 本サービスにおいて変更してはならない情報を改ざん又は消去する行為
 - (6) 当社又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (7) アカウント情報等を第三者に利用させる行為、又はそれに類似する行為
 - (8) コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラムを作成、使用、送信又は掲載する行為
 - (9) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の情報を送信する行為又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある情報（迷惑通信）を送信する行為
 - (10) 当社若しくは第三者の設備、通信若しくは運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - (11) 法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
 - (12) 前各号のほか、当社が本サービスの利用に不相当と判断した行為
2. 当社は、前項各号に定めるお客様の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求できるものとし、お客様がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実発生していること、その蓋然性が大きいこと等当社が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに一時的に利用停止の措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、前項の場合、お客様と事前に協議した上で違法又は有害な情報の全部又は一部を削除することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通によ

り第三者の権利侵害が現実に発生していること、その蓋然性が高いこと等、当社が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、当社は事前の協議を行うことなく当該情報を削除することができるものとします。

4. 前3項の場合、及びお客様が前3項の規定に従わなかった場合に、お客様に損害が発生しても当社は何らの責任も負担しないものとします。

(一時停止)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負いません。

- (1) 天災地変その他不可抗力により当社が本サービスを提供できないと判断したとき。
 - (2) 本サービス提供のために必要な当社の設備に保守、工事、障害の対策等が必要なとき。
 - (3) 次条（サービス提供の停止）の規定により停止するとき。
 - (4) 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止したとき。
 - (5) お客様及び当社が別途合意した事由に基づくとき。
 - (6) サービス仕様書に定める当社責任範囲外のサービスに起因する障害が発生したとき。
 - (7) 前各号のほか、当社が、運用上又は技術上の理由で本サービスの停止が必要と判断したとき。
2. 前項の場合、当社は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される時期及びその期間をお客様に対し通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由の場合は、相当期間内の通知をもって足りるものとします。

(サービス提供の停止)

第5条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負いません。

- (1) お客様が個別契約に違反したとき。
 - (2) 前号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により当社の本サービス提供に著しい支障を来したし、又はそのおそれがあるとき。
2. 前項の場合、当社は、お客様に対して、事前に本サービスの提供を停止する理由、提供を停止する日及びその期間を通知するものとします。ただし、緊急時やむを得ない場合は、事後の通知をもって足りるものとします。

(個人情報の定義及び適用)

第6条 本サービス利用条項において個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができそれにより特定の個人を識別することができることとなるものも含みます。）をいいます。

(個人情報の管理)

第7条 当社は、本サービスを遂行するにあたり、お客様から受領した個人情報を適切に管理すると共にお客様の書面による承諾なく開示若しくは提供・漏洩・複製又は利用してはならないものとします。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第8条 当社は、お客様の保有する個人情報を本サービス遂行のためにのみ利用するものとし、その他の目的に使用してはならないものとします。

(個人情報の取扱責任者)

第9条 当社は、本サービスの遂行において、個人情報の取扱責任者を定めて個人情報を管理するものとします。

(個人情報の安全対策措置)

第10条 当社は、本サービスを遂行するにあたり、お客様の保有する個人情報への不正なアクセス、紛失・破壊・改ざん、漏洩等の危険に対して合理的な安全対策を講ずるものとします。

2 当社は、本サービスの遂行にあたり、お客様の保有する個人情報にアクセスできる社員を限定し、それ以外の者にアクセスさせてはならないものとします。なお、当該社員に対して、お客様の保有する個人情報の紛失・破壊・改ざん、漏洩等を行わないことを十分認識させるものとします。

(再委託先の個人情報管理)

第11条 当社は、本サービスの全部又は一部を再委託する場合は、お客様の保有する個人情報の安全管理が図られるよう、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

2 前項により当社が本サービスの一部又は全部を第三者に再委託する場合、当社は、当該第三者に対して、本規約に定める当社の義務と同等の義務を課すとともに当該第三者の全ての行為について責任を負うものとします。

(個人情報に関する事故発生時の通知義務)

第12条 当社は、お客様から預託を受けた個人情報に関して、紛失、漏洩、破壊等の事故が発生した場合は、直ちにお客様に通知し、お客様の指示に従うとともに、事故による損害を最小限に止めるために必要な措置を講ずるものとします。

(個人情報の返還)

第13条 本サービス上で保管した個人情報は、個人が特定されないデータとした上で当社の資産として本契約の終了後も本サービス上に保管することができるものとします。なお、物理的に返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、お客様の指示に従いそれらの情報を廃棄又は消去するものとします。なお、当社は当該情報の廃棄にあたっては、以下の事項を徹底するものとします。

- (1) 当該情報が紙媒体に記録されている場合には、シュレッダーにかけて読み取り不能にした上で信頼できる廃棄物処理業者に廃棄を委託すること。
- (2) 個人情報を記録したコンピュータ又は記録媒体を廃棄するときは、必要に応じて特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去又は記憶媒体を物理的に破壊すること。
- (3) 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、必要に応じて特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去してから転用すること。ただし、本サービス上に保管するデータについては本サービスの規定に則り消去することとする。
- (4) 廃棄は、本サービス利用条項第9条の取扱責任者がこれを行い、その状況を報告すること。

(知的財産権の帰属等)

第14条 本サービスに関する一切の知的財産権は当社に帰属し、当社はお客様に対し、本サービスを利用する上で必要な範囲内で、当該知的財産権の実施を許諾するものとします。

(存続条項)

第15条 個別契約が終了した場合においても、本サービス利用条項第3条第4項、第4条第1項、第14条の定めは、有効に存続するものとします。

以上